

添付1 関節型若年性特発性関節炎 重症度分類(厚生労働省研究班 2015 年)

<重 症>

寛解基準をみたさず、下記のいずれかを満たす場合

1. 高度な疾患活動性 (JADAS-27 > 4.2) があるもの。
2. 高度な関節破壊があるもの
3. 中等度疾患活動性 (JADAS-27 2.1 ~ 4.2) を維持するために、免疫抑制薬や生物学的製剤の使用が必要なもの。

<中等症>

寛解基準を満たさず、下記のいずれかを満たす場合

1. 中等度の疾患活動性 (JADAS-27 2.1 ~ 4.2) があるもの。
2. 活動性の股関節炎または頸椎病変があり、かつ CHAQ 0.6
3. ぶどう膜炎が治療抵抗性のもの
4. 低疾患活動性 (JADAS-27 2) を維持するために、免疫抑制薬や生物学的製剤の使用が必要なもの。

<軽症>

上記以外のもの

○寛解基準

治療中に以下のすべての状態が直近の6か月以上連続するものを寛解とする。

1. 活動性関節炎がない、2. 活動性ぶどう膜炎がない、
3. 赤沈値正常* かつCRP<0.3mg/dl、 4. 朝のこわばりが15分以下

*正常値：50歳未満 男性 15mm/h 女性 20mm/h

50歳以上 男性 20mm/h 女性 30mm/h

○JADAS-27：以下の1～4項目の数値の総和で評価する(0～57)

1. 評価者による全般評価 (VAS) (0-10cm)
2. 患者による全般評価(VAS) (0-10cm)
3. 活動性関節炎* 数 (0-27)
*圧痛または腫脹のある関節。圧痛がない場合は伸展負荷にて痛みがある
4. 標準化赤沈値** (0-10)

**(赤沈値mm/h-20)/10で算出 (20mm/h未満は0、120mm/h以上は10)

○ JADAS-27の評価関節（図中の ■ で表した関節）

